## 税務訴訟資料 第266号-85 (順号12863)

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 相続税更正処分等取消請求上告受理事件

国側当事者 • 国

平成28年6月2日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成28年1月13日判決、本資料266号-3・順号12781)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成27年7月2日判決、本資料265号-105・順号12688)

決 定

 申立人
 甲

 申立人
 乙

上記両名訴訟代理人弁護士 野村 憲弘 ほか

相手方 国

同代表者法務大臣 岩城 光英 同指定代理人 牧迫 洋行

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

## 第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

## 第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年6月2日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 櫻井 龍子

裁判官 山浦 善樹

裁判官 池上 政幸

裁判官 大谷 直人

裁判官 小池 裕